

都政収第 264-1 号  
平成 26 年 3 月 20 日

公立大学法人都留文科大学  
理事長 大谷 哲夫 様

都留市長 堀内 富久



公立大学法人都留文科大学が徴収する料金の上限の定め  
の変更の認可について

平成 26 年 2 月 14 日付け都文大総発第 81 号で申請のあったこのことについて、  
別紙のとおり認可したので通知します。



都留市政指令収第 264-1 号

都留市田原三丁目 8 番 1 号  
公立大学法人都留文科大学

平成 26 年 2 月 14 日付け都文大総発第 81 号により申請のあった公立大学法人都留文科大学が徴収する料金の上限の定めの変更については、地方独立行政法人法第 23 条第 1 項の規定により認可する。

平成 26 年 3 月 20 日

都留市長 堀内 富久



議第 17 号

公立大学法人都留文科大学が徴収する料金の上限の定めの変更の認可に関する件

地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 23 条第 1 項後段の規定により、公立大学法人都留文科大学が徴収する料金の上限の定めの一部を次のとおり変更することについて認可する。

別表中

大学 院	授業料		1 年につき	520,800 円	
	入学料	学生	市内者、本学卒業生及び、私費外国人留学生	1 件につき	169,200 円
			市外者		282,000 円
		特別研究生	1 件につき	90,000 円	
	入学検定料	学生		1 件につき	30,000 円
		特別研究生		1 件につき	18,000 円
研究料	特別研究生		1 月につき	28,900 円	

を

大学 院	授業料		1 年につき	520,800 円	
	入学料	学生	市内者、本学卒業生及び、私費外国人留学生	1 件につき	169,200 円
			市外者		282,000 円
		研究生・特別研究生		1 件につき	90,000 円
	入学検定料	学生		1 件につき	30,000 円
		研究生・特別研究生		1 件につき	18,000 円
研究料	研究生・特別研究生		1 月につき	28,900 円	

に改める。

原案どおり可決する

平成 26 年 3 月 20 日

都留市議会議長 谷垣 喜一

この決議書抄本は原本と相違ありません

平成 26 年 3 月 20 日

都留市議会議長 谷垣 喜一

